

議案第73号 小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

小松島市消費生活センターの移転予定に伴い、所在地を改めるもの。

小松島市消費生活センターの組織及び運営に関する条例(平成28年小松島市条例第15号)新旧対照表

現行		改正後(案)		備考
(名称及び位置) 第2条 (略) 2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 (略) 2 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		改正
名称	位置	名称	位置	
小松島市消費生活センター	小松島市横須町2番14号	小松島市消費生活センター	小松島市横須町1番1号	